

## いせさき市民アートフェスティバル2023 日本画・洋画・書道・彫刻工芸・手芸の作品募集

11月3日(祝)から5日(日)まで、メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎(文化会館)で開催する「いせさき市民アートフェスティバル2023」に出品する作品を募集します。皆さんの力作をぜひ出品してください。

問い合わせ 文化観光課(☎27)2758)

**対象** 次のいずれかに該当する小学生以上の人  
 ●市内に在住または在勤・在学の人  
 ●市内のサークルに所属している人

**募集内容** 左表のとおり

部門	種類	規格
日本画	水墨、極彩	●15歳以上の人=10号~30号 ●小・中学生=四つ切り画用紙
洋画	油彩画、水彩画、パステル画、版画など	●15歳以上の人=半切縦形式・半切横形式・正形式 ※本表装のみ ●小・中学生=半紙・半紙三枚判(縦)
書道	漢字、かな、墨象、漢字かな交じり書、大字、刻字、てん刻	●15歳以上の人=縦(高さ)2m×横(幅)1m×奥行き1m以内の作品 ●小・中学生=3辺の合計が90cm以内の作品
彫刻工芸	陶芸、漆芸、彫刻、彫金、彫塑、鍍金、ガラス工芸、皮革工芸、木竹工芸、藤工芸など	●15歳以上の人=縦(高さ)2m×横(幅)1m×奥行き1m以内の作品 ●小・中学生=3辺の合計が90cm以内の作品
手芸	編み物、刺繍、パッチワーク、染色、切り絵、ちぎり絵、押し絵、押し花、紙工芸、レザークラフト、人形(紙・粘土・木自込み)など	●15歳以上の人=縦(高さ)2m×横(幅)1m×奥行き1m以内の作品 ●小・中学生=3辺の合計が90cm以内の作品

※15歳以上の人に中学生は含みません



市ホームページはこちら

## 読書の魅力を伝える 家族ふれあい読書新聞を募集します

家庭での読書活動や家族のお薦めの本などを題材にして、読書に関する記事を新聞のようにまとめた読書新聞を募集します。読書の楽しさや素晴らしさを新聞に伝えてみましょう。

問い合わせ 図書館課(☎23)2346)

**対象** 市内に在住または在学・在園している子どもがいる家族

**応募規定**

●四つ切りの白い画用紙(382ミリメートル×542ミリメートル)を縦に使用する

●「〇〇新聞」というタイトルを必ず入れる

●記事は縦書き、横書きのどちらでも自由です。写真やイラストなどを使用しても構いません

●手書きで家族の共同作業により1枚にまとめる

●申し込み 作品の裏面右下に応募票を貼り、直接または郵送で次の場所に提出してください

●子どもが市内の小・中学校に在学している場合は、直接在学している学校へ

●子どもが市内の小・中学校に在学していない場合は、各図書館へ

※郵送は伊勢崎市図書館のみ受け付けます

※募集要項・応募票は各図書館にあります。伊勢崎市図書館ホームページからダウンロードもできます

宛先 〒372-0055 伊勢崎市図書館 伊勢崎市図書館

締切日 9月1日(金)(必着)

「家族ふれあい読書新聞」を展示します

昨年の入賞作品の一部を展示します。ことしの新聞作りの参考にしましょう。

期間 8月28日(月)まで

会場 伊勢崎市図書館

**新聞作りのポイント**

- 家族で話し合っテーマを決めよう
- 文字の大きさや記事の構成・配置は読みやすさを考えて決めよう
- 家族みんなで楽しく作りましょう

## 親方や力士に会える！ 少年相撲教室を開催します

君ヶ浜親方(元隠岐の海)や現役の力士が、相撲の歴史や基礎知識などから実際の試合までを教える少年相撲教室を開催します。男女問わず参加できます。ぜひ参加してください。詳しくは市ホームページを確認してください。

問い合わせ 市民活動課(☎61-6712)



**期日** 10月8日(日)  
**時間** 午前10時~午後3時  
**会場** 市相撲場・アイオーしんきん伊勢崎アリーナ(市民体育館)  
**対象** 市内の小学1年生~6年生  
**定員** 100人(抽選)  
**内容**  
 ●講義=相撲の狙い・歴史・基礎知識  
 ●実技=まわしの締め方・基本動作・応用練習・試合など  
**参加料** 無料

**申し込み** 9月22日(金)までに申込書に必要事項を記入の上、直接市民活動課または各地区の子ども会、または専用ホームページから申し込んでください

※申込書は市ホームページからダウンロードできます



専用ホームページ



君ヶ浜親方(元隠岐の海)



市ホームページ

## ごみ出しルールを守りましょう

ごみ出しルールが守られず、ごみ集積所が不衛生な状態になっていたり、資源として利用できる物がもえるごみで出されたりしています。分別されていないごみや収集日が違うごみは環境指導員や地域住民、共同住宅の管理者の皆さんが片付けています。きれいなまちづくりとごみの減量、再資源化を推進するため、一人一人がごみ出しルールを守りましょう。

問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)



### ごみ出しルール5原則

- ①決められた分別方法で!**  
ごみは品目ごとに処理の方法が違います。分別方法を確認してから出しましょう。
- ②決められた市指定ごみ袋で!**  
品目ごとに分類して指定ごみ袋で出しましょう。レジ袋や段ボール箱に入れて出さないでください。
- ③決められた収集日の当日に!**  
品目ごとに決められた収集日の当日に出しましょう。ごみの散乱などの防止のため、前日や夜間には出さないでください。
- ④朝8時30分までに!**  
収集作業は朝8時30分から開始します。収集時間に遅れないように出してください。
- ⑤町内で指定のごみ集積所に出す!**  
各町内で決められたごみ集積所に出しましょう。決められた場所以外には出さないでください。  
※住んでいる地域によって、品目ごとに出来る場所が異なります

### ごみ出しに関する情報は次の3つで確認!

- 【分別ガイドブック】**  
ごみ出しに関するルールや分け方・出し方、分別辞典を掲載しています。
- 【収集カレンダー】**  
家庭の資源とごみの収集日を確認できます。
- 【ごみ分別アプリ「さんあ〜る」】**  
スマホなどで、ごみの分別方法や収集日を確認できます。



分別ガイドブックと収集カレンダーの詳細はこちら



「さんあ〜る」の詳細はこちら

### 事業所から出るごみは町内のごみ集積所に出せません

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、事業所から出る廃棄物は事業所の責任で適正に処理することが義務付けられています。事業所や飲食店などから出るごみは、次の処分方法に従って、正しく処分してください。

- 事業系一般廃棄物=自分で清掃施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
- 産業廃棄物=産業廃棄物の処理業者に依頼する



処分方法の詳細はこちら